

津市火災原因損害調査事務取扱要領

平成18年8月25日

(趣旨)

第1条 この要領は、津市火災原因損害調査要綱（平成18年津市消防本部訓第36号。以下「要綱」という）によるもののほか、火災原因損害調査の事務処理について必要な事項を定める。

第2条 削除

(調査書類の省略)

第3条 火災原因損害調査書類は、要綱第36条に定める様式により作成しているところである。しかし、数多い火災の中には、火災という次元は同じであっても、その内容によって要綱第36条に定める様式により記録作成しても結果的には、手数がかかり実益の少ないものがある。このため、調査書類の一部を省略し、事務量の軽減を図るものである。なお、調査書類の一部を省略しただけのもので、現行の調査方法や本来の原則である要綱を無視するものではない。

(1) 要綱第36条に定める様式により書類作成する火災

- ア 建物焼損床面積がおおむね50平方メートル以上の火災
- イ 全焼又は半焼の建物がおおむね1棟以上の火災
- ウ 全損又は半損の世帯がおおむね1世帯以上の火災
- エ その他署長が必要とする火災

(2) 前(1)以外の火災については、火災原因判定書（第16号様式）に、次に掲げる事項を記載する。

- ア 現場の位置及び付近の状況
- イ 現場の様相
- ウ 出火箇所及び付近の焼き状況
- エ 関係者の証言
- オ 関係物件（必要な場合に限る）
- カ 原因の判定
- キ その他必要な事項

(3) 車両、枯れ草、電柱、その他の火災で、後日問題又は継続となる案件を含まず、原因が明らかなものは、原因の判定だけを日時、場所、主体、原

因、客體、状態の 5 W 1 H に基づき、記載することができる。

(4) 前(1)以外の火災については、別表中、5 から 7 まで及び 1 6 の書類を添付しないことができる。

(5) 上記(2)、(3)に基づく記載例は別添を参照のこと。

(調査書類の編纂)

第 4 条 要綱第 3 6 条に定める添付書類の編纂順序は別表に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 8 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

火災原因損害調査報告書編纂順序

- | | |
|----|-----------------------------|
| 1 | 火災原因損害調査報告書（第21号様式） |
| 2 | 火災原因損害調査報告書（第21号様式附紙） |
| 3 | 火災原因判定書（第16号様式） |
| 4 | 付近見取図（任意様式）、現場配置図（任意様式） |
| 5 | 火災出場時における見分調書（第2号様式） |
| 6 | 現場見分調書（第3号様式） |
| 7 | 現場平面図（任意様式）、現場焼損図（任意様式） |
| 8 | 写真撮影報告書（第4号様式、第4号様式の2） |
| 9 | 写真保存袋（第5号様式） |
| 10 | 資料提出命令書（第8号様式） |
| 11 | 資料提出書（第9号様式） |
| 12 | 資料保管書（第10号様式） |
| 13 | 鑑定等依頼書（第14号様式） |
| 14 | 鑑定等の結果調書（第13号様式） |
| 15 | 鑑定等処分承諾書（第15号様式） |
| 16 | 質問調書（第6号様式） |
| 17 | 火災損害調査書（第18号様式、第18号様式の2から5） |
| 18 | 損害額計算書（任意様式） |
| 19 | 建物等不動産り災申告書（第17号様式の1） |
| 20 | 収容物り災申告書（第17号様式の2） |
| 21 | 車両・船舶・航空機り災申告書（第17号様式の3） |
| 22 | 立木・その他り災申告書（第17号様式の4） |
| 23 | 負傷者調査書（第19号様式） |
| 24 | 死者調査書（第20号様式） |

